



衛 淨 第 3 4 号

平成4年10月30日

各都道府県浄化槽行政主管部（局）長 殿

厚生省生活衛生局水道環境部

環境整備課浄化槽対策室長



合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針について

浄化槽行政の推進については、かねてより種々御配慮いただいているところである。

さて、標記指針の案については、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（案）について」（平成3年7月4日付け衛浄第35号本職通知）により通知し、併せてその取扱いについて示したところであるが、今般、同指針を別紙のとおり定め、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴管下市町村（一部事務組合を含む。）に対する周知方よろしく願います。

なお、本通知と併せて、「合併処理浄化槽設置整備事業実施要綱の取扱いについて」（平成3年6月11日付け衛浄第28号本職通知）を改正し、別途通知していることを念のため申し添える。

記

1. 適用の範囲

合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（以下「指針」という。）は、当面、処理対象人員が10人以下の浄化槽に限り適用する。

2. 適用の時期

平成5年度の合併処理浄化槽設置整備事業（以下「事業」という。）から適用する。

3. 審査

（1）審査手続き

個々の浄化槽が指針に適合しているかどうかの審査は、事業を実施する市町村の申請に基づき、本職において行う。なお、申請に必要な手続き等については、追って通知する。

（2）全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録制度との関係

全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会（以下「全浄協」という。）において別途準備されている登録制度により、指針に適合するものとして全浄協に登録された浄化槽にあつては、本職における審査を行わず、これを指針に適合するものとして取り扱うこととしている。なお、登録制度の詳細については、全浄協から報告があり次第別途通知する予定である。

〔別添〕

合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針

1. 指針の考え方

ここに定める指針は、国が助成する合併処理浄化槽設置整備事業により設置される合併処理浄化槽が、より確実に所期の性能を発揮するとともに、維持管理が容易かつ確実に実施されるように、同事業において対象とすべき浄化槽を定めるためのものである。

2. 適用の範囲

ここに定める指針は、国が助成する合併処理浄化槽設置整備事業により設置される合併処理浄化槽であって、浄化槽法第13条に基づく型式の認定を受けたものについて適用する。なお、適用の範囲は処理対象人員が50人以下であるものに限る。

3. 一般事項

製造される浄化槽は、品質管理を確実にし、製品ごとの形状・寸法等に差が生じることのないようにするとともに、安定して所定の処理水質を確保できるものでなければならない。

また、各単位装置の保守点検及び清掃が容易かつ確実にできるようにするため、マンホール等槽上部の開口部（以下「マンホール等」という。）の大きさ・位置及び立ち上げ部分（以下「カラー」という。）の高さ、水面から頂盤までの高さ（以下「余裕高」という。）等は、処理方式に共通して次の各項によらなければならない。

- ① マンホール等の大きさ及び位置は、マンホール等の嵩上げを最大に行った状態でも、槽内のおおむね全水面が容易に目視できるように設定すること。
- ② マンホール等のカラーの高さ、余裕高及び内部設備の位置等は、マンホール等の嵩上げを最大に行った状態でも、保守点検時等に操作する必要がある内部設備が容易に操作できるように設定すること。

- ③ 各単位装置の内部壁面等の見やすい位置に水準目安線を設け、保守点検時に、槽の水平及び槽内水位の上昇等の確認が容易に行えるようにすること。
- ④ 空気配管中の弁類は、用途別に色分けするとともに、操作方法を図示したラベルを見やすい位置に取り付け、誤操作を生じないようにすること。また、弁類は、開閉用あるいは微調整用等それぞれの使用目的に対応した適切な構造のものとする。
- ⑤ 空気配管及び汚泥配管の位置及び支持方法は、弁類等の操作及び汚泥配管内の掃除が容易であり、かつ、槽内の汚泥等の移送及び引き出し等に支障が生じないように設定すること。
- ⑥ 各単位装置の流入部及び流出部は、マンホール等の嵩上げを最大に行った状態でも、流入水及び流出水が容易に目視でき、かつ、採取しやすい形状とすること。
- ⑦ 嫌気ろ床槽及び沈殿分離槽の有効水深は、処理対象人員が10人以下の場合でも、おおむね1.4m以上とし、汚水の時間最大流入時においても汚泥貯留機能の安定化が図られるように設定すること。

4. 嫌気ろ床接触ばっ気方式に関する事項

(1) 嫌気ろ床槽

嫌気ろ床槽については、保守点検時に、スカムの生成、汚泥等の堆積、目詰まりの状況、各室流出水の外觀等を点検する。その結果に基づき、槽内に死水域及び異常な水位の上昇等が生じないように、適切な汚泥管理（清掃時期の判断を含む。）等を行う。また、清掃時に、第1室の汚泥、スカム等は全量、第1室以外の室の汚泥、スカム等は適正量を引き出す。

このような保守点検及び清掃が容易かつ確実に行えるように、また、より安定した性能を発揮できるようにするため、槽の形状及び内部設備の仕様等は、次の各項によらなければならない。

（平面形状）

- ① 2室に区分する場合、各室の平面形状は、おおむね以下のとおりとし、各室内に短絡流が生じないようにすること。

$$L_1 / W_1 \geq 0.6 \quad , \quad L_2 / W_2 \geq 0.4$$

〔注〕

W_1 : 第1室の相当幅〔mm〕 …… $W_1 = V_1 \times 10^9 / (L_1 \times H_1)$

W_2 : 第2室の相当幅〔mm〕 …… $W_2 = V_2 \times 10^9 / (L_2 \times H_2)$

V_1 : 第1室の有効容量〔 m^3 〕

V_2 : 第2室の有効容量〔 m^3 〕

L_1 : 第1室の最大長さ〔mm〕

L_2 : 第2室の最大長さ〔mm〕

H_1 : 第1室の有効水深〔mm〕

H_2 : 第2室の有効水深〔mm〕

(断面形状)

- ② 流入管底から水面までの距離は50mm以上とし、第1室の室内水及び浮上物が流入管へ逆流しないようにすること。
- ③ 臭突口の下端から水面までの距離は150mm以上とし、浮上物等により臭突口が閉塞しないようにすること。
- ④ 流出管上端開口部（清掃孔が流出管を兼ねる場合は清掃孔上端開口部）から水面までの距離は150mm程度とし、流出管上端開口部から室内水等が越流しないようにすること。
- ⑤ 流入部あるいは流出部にバッフルを設ける場合、バッフルの形状及び位置は、室内に短絡流が生じないように、かつ、浮上物が流出しないように設定すること。
- ⑥ ろ材は、汚泥を捕捉しやすい形状とすること。また、ろ材の充填位置は、ろ材の形状及び充填方法によって蓄積汚泥の上下方向の分布が変わることを考慮し、槽内の汚泥貯留機能の安定化が図られるように設定すること。

(ろ材の支持及び充填方法)

- ⑦ ろ材の支持は、支持枠と槽壁面及び隔壁面との間に隙間が生じないようにし、短絡流の防止及びろ材の固定を図ること。
- ⑧ ろ材の充填方法は、ろ材の強度に対応したものとし、ろ材の変形及び破損が生じないようにすること。また、ろ材は均等に充填し、長時間の使用に際して、充填密度の偏り等を生じないようにすること。
- ⑨ 支持構造体は、ろ材の形状に対応した形状とし、ろ材の変形及び破損が

生じないようにするとともに、繰り返し汚泥の引き出しを行っても耐える強度とすること。

- ⑩ ろ材の形状が小円筒状、網様円筒状又は球状等の場合、ろ材押さえ部分及びろ材受け部分には開口率80%以上の網状等のものを用い、支持構造体の部分で閉塞が生じないようにすること。

(清掃孔等)

- ⑪ 清掃孔の形状及び位置は、サクションホースの挿入が容易であり、かつ、清掃効果が目視により確認できるように設定し、清掃時に汚泥等の引き出しが効率よく行えるようにすること。また、各室の移流部の構造及び隔壁の強度は、各室ごとに独立して繰り返し汚泥等の引き出しを行っても破損しないように設定すること。

(2) 接触ばっ気槽

接触ばっ気槽について、保守点検時に、生物膜、はく離汚泥及び堆積汚泥の生成、槽内水の溶存酸素濃度等を点検する。その結果に基づき、槽内に死水域を生じないように、かつ、溶存酸素濃度が適正に保持されるように、適切な汚泥管理(清掃時期の判断を含む。)及び付属機器の調整等を行う。なお、清掃を行う場合、接触ばっ気槽内の汚泥等は適正量を引き出す。

このような保守点検及び清掃が容易かつ確実に行えるように、また、より安定した性能を発揮できるようにするため、槽の内部設備及び付属機器(送風機)の仕様等は、次の各項によらなければならない。

(接触材の支持及び充填方法)

- ① 接触材の支持は、支持棒と槽壁面及び隔壁面との間に隙間が生じないようにし、短絡流の防止及び接触材の固定を図ること。
- ② 接触材の充填方法は、接触材の強度に対応したものとし、接触材の変形及び破損が生じないようにすること。また、接触材は均等に充填し、長時間の使用に際して、充填密度の偏り等を生じないようにすること。
- ③ 支持構造体は、接触材の形状に対応した形状とし、接触材の変形及び破損が生じないようにするとともに、繰り返し汚泥の引き出しを行っても耐える強度とすること。
- ④ 接触材の形状が小円筒状、網様円筒状又は球状等の場合、接触材押さえ部分及び接触材受け部分には開口率80%以上の網状等のものを用い、支持構造体の部分で閉塞が生じないようにすること。

(散気装置)

- ⑤ 散気装置は、均等な散気を行うことのできる形状・寸法とするとともに、水平が保持されるように取り付けること。また、散気部分の長さの合計は槽壁又は隔壁間の水面部分の長さの 0.6倍以上とし、槽内を均等に攪拌できるようにすること。ただし、ドラフトチューブを用いたばっ気攪拌方法の場合は、この限りでない。
- ⑥ 散気装置の位置及び支持方法は、マンホール等の高上げを最大に行った状態でも、保守点検時に容易に着脱でき、かつ、確実に所定の位置に戻すことができるように設定すること。

(逆洗装置)

- ⑦ 逆洗装置は、固定式とするとともに、2系列以上に分割し、各系列ごとに逆洗が行えるようにすること。また、逆洗装置は、水平が保持されるように取り付け、均等に気泡が発生するようにするとともに、接触材全体を逆洗することができるようにすること。
- ⑧ 弁類の操作方法を図示したラベルを見やすい位置に取り付け、逆洗時における弁類の誤操作を生じないようにすること。

(汚泥移送装置)

- ⑨ 接触ばっ気槽各室に汚泥移送用のポンプを設けるとともに、移送先は嫌気ろ床槽第1室の流入管付近とし、槽内各室の汚泥等を容易に移送できるようにすること。また、汚泥移送管の吐出側開口部の管底から移送先の水面までの距離は 100mm以上とし、浮上物により開口部が閉塞しないようにすること。
- ⑩ 汚泥移送管が各室の隔壁を貫通している場合、隔壁の貫通部分に十分な防水対策を行い、室内水等が越流しないようにすること。
- ⑪ 汚泥移送管の起点の管底は、移送先の水面から 150mm以上高い位置に設定し、嫌気ろ床槽第1室の水位が上昇した時、室内の浮上物及び室内水が汚泥移送管を経由して接触ばっ気槽へ移流しないようにすること。ただし、汚泥移送管に逆流防止弁が設けられている場合は、この限りでない。
- ⑫ 汚泥移送管には掃除口を設け、汚泥移送管内の掃除が容易に行えるようにすること。
- ⑬ 汚泥移送用ポンプとしてエアリフトポンプを用いる場合、エアリフトポンプの上部に空気逃がしを設け、汚泥移送管内の汚泥の流れが円滑になる

ようにすること。

- ⑭ 汚泥移送用ポンプは、汚泥移送量が容易に調整できるものとする。

(汚泥引き出し管)

- ⑮ 接触ばっ気槽各室に汚泥引き出し管を1か所以上設け、保守点検及び清掃時に、接触材充填部分の下方の汚泥が容易に引き出せるようにすること。また、汚泥引き出し管の形状及び位置は、サクションホースの出し入れが容易であり、かつ、引き出し効果が目視により確認できるように設定すること。

- ⑯ 汚泥引き出し管の上端開口部から水面までの距離は100mm以上とし、接触ばっ気槽内に短絡流が生じないようにすること。

(送風機)

- ⑰ 送風機は、接触ばっ気槽容量1 m³当たりのばっ気量が長期間にわたって2.7 m³/時以上保持できる能力のものを用い、汚水の時間最大流入時等においても、接触ばっ気槽内水の溶存酸素濃度が適正に保持されるとともに、逆洗が効率よく行えるようにすること。

(3) 沈殿槽

沈殿槽については、保守点検時に、スカムの生成及び流出水の外観等を点検する。その結果に基づき、適切な汚泥管理(清掃時期の判断を含む。)等を行う。なお、重力返送式沈殿槽(底部にスロットを有する沈殿槽)において清掃を行う場合、沈殿槽内の汚泥等は適正量を引き出す。

このような保守点検及び清掃が容易かつ確実に行えるように、また、より安定した性能を発揮できるようにするため、槽の内部設備の仕様等は、次の各項によらなければならない。

(越流ぜき)

- ① 越流ぜきは、沈殿槽の水面の形状に合わせたものとするとともに、適切な位置に設け、沈殿槽内に死水域が生じないようにすること。また、越流負荷は5 m³/m・日以下とすること。

- ② 越流ぜきは、ボルト止め等可動式のものとし、保守点検時に越流ぜきの水平が容易に調整できるようにすること。

(槽上部の空間)

- ③ 沈殿槽上部には適切な作業空間を設け、マンホール等の嵩上げを最大に行った状態でも、沈殿槽内の汚泥、スカム等の点検・移送及び引き出しが

容易に行えるようにすること。

(4) 消毒槽

消毒槽については、保守点検時に、沈殿物の生成状況、消毒の実施状況及び流出水の外観等を点検する。その結果に基づき、適切な汚泥管理（清掃時期の判断を含む。）及び消毒剤の補給等を行う。なお、清掃を行う場合、消毒槽内の汚泥等は適正量を引き出す。

このような保守点検及び清掃が容易かつ確実にできるように、また、より安定した性能を発揮できるようにするため、槽の内部設備の仕様等は、次の各項によらなければならない。

（薬剤筒）

- ① 薬剤筒の容量及び形状は、消毒効果が長期間保持できるように、また、マンホール等の嵩上げを最大に行った状態でも、薬剤の残留量の確認及び補充等が容易に行えるように設定すること。また、薬剤筒は、薬剤筒の着脱が容易で、かつ確実に固定できる支持方法とするとともに、沈殿槽流出水の多少にかかわらず薬剤と沈殿槽流出水が接触する位置に設定すること。

（バッフル）

- ② バッフルの位置は、槽内に短絡流が生じないように設定すること。

5. 分離接触ばっ気方式に関する事項

(1) 沈殿分離槽

沈殿分離槽については、保守点検時に、スカム及び堆積汚泥の生成状況、流出水の外観等を点検する。その結果に基づき、適切な汚泥管理（清掃時期の判断を含む。）を行う。また、清掃時に、沈殿分離槽内の汚泥及びスカム等は適正量を引き出す。

このような保守点検及び清掃が容易かつ確実にできるように、また、より安定した性能を発揮できるようにするため、槽の形状及び内部設備の仕様等は、次の各項によらなければならない。

（平面形状）

- ① 各室の平面形状は、おおむね以下のとおりとし、各室内に短絡流が生じないようにすること。

$$L_1 / W_1 \geq 0.6 , L_2 / W_2 \geq 0.4$$

〔注〕

W_1 : 第1室の相当幅〔mm〕 …… $W_1 = V_1 \times 10^9 / (L_1 \times H_1)$

W_2 : 第2室の相当幅〔mm〕 …… $W_2 = V_2 \times 10^9 / (L_2 \times H_2)$

V_1 : 第1室の有効容量〔 m^3 〕

V_2 : 第2室の有効容量〔 m^3 〕

L_1 : 第1室の最大長さ〔mm〕

L_2 : 第2室の最大長さ〔mm〕

H_1 : 第1室の有効水深〔mm〕

H_2 : 第2室の有効水深〔mm〕

(移流部等)

- ② 各室の移流部の構造及び隔壁の強度は、各室ごとに独立して繰り返し汚泥等の引き出しを行っても破損しないように設定すること。
- (2) 接触ばっ気槽
4. 嫌気ろ床接触ばっ気方式に関する事項の(2)に準ずること。
この場合において、⑨及び⑩中の「嫌気ろ床槽」を「沈殿分離槽」と読み替えるものとする。
- (3) 沈殿槽
4. 嫌気ろ床接触ばっ気方式に関する事項の(3)に準ずること。
- (4) 消毒槽
4. 嫌気ろ床接触ばっ気方式に関する事項の(4)に準ずること。
6. その他の処理方式に関する事項
- 嫌気ろ床接触ばっ気方式及び分離接触ばっ気方式以外の処理方式においては、保守点検及び清掃が容易かつ確実に行えるように、また、より安定した性能を発揮できるように、4. 及び5. に定める事項と同様の配慮がなされていないなければならない。